勤 務 条 件 通 知 書

任用根拠	フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号）
任用期間	令和８年 12 月１日から令和９年３月３１日まで （うち令和８年 12 月 31 日までは条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。）
再度の任用	選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。（再度の任用の回数に上限はありませんが、任用期間が通算して５年を超えたとしても、無期の任用への転換申込はできません。）
就業の場所	大河原町役場　税務課
業務の内容	固定資産税事務の補助、窓口業務（申請書等の受付業務）、電話応対等
始業及び終業の時刻、休憩時間並びに時間外勤務等の有無	１．始業（８時３０分）終業（１７時１５分） ２．休憩時間（６０分） ３．時間外勤務の有無（無） ４．休日勤務の有無（無）
勤務しない日	・週休日（毎週土、日曜日） ・国民の祝日に関する法律による休日 ・年末年始の休日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで） ・その他（休日の代休日）
休暇	１．年次休暇 今年度付与分　３日（任用時に付与） ２．特別休暇 (1) 有給（公民権行使、官公庁出頭、現居住の滅失等、出勤困難、退勤途上危険回避、忌引、妊婦の休息・補食、結婚、交通制限・遮断、不妊治療、産前、産後、配偶者出産、育児参加、私傷病、保育時間、子の看護、短期介護、骨髄等ドナー） (2) 無給（介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊婦健診、公務上の疾病及び通勤途中の負傷、妊婦通勤緩和、妊産婦健診） ３．時間外勤務代休時間　（無）
給与	１．給料の額　月額　２０５，３００円（１級１号俸） ２．諸手当等　※一定の要件を満たす場合支給 (1) 期末手当 ※期末手当基礎額×期末手当支給率×在職期間率 (2) 勤勉手当 ※勤勉手当基礎額×成績率×期間率 (3) 通勤手当　通勤距離や通勤方法に応じて支給

	３．時間外、休日、夜間勤務の割増率　※別表に記載 ４．支払日 （1）給料及び通勤手当　当月２１日（末日締め） （2）期末・勤勉手当　６月３０日、１２月１０日 ５．支払方法（指定口座への振込み）
退職に関する事項	１．任用期間が満了した場合には当然に退職します。 ２．自己都合退職の手続（退職する 30 日以上前に届け出てください。退職の発令をもって退職します。） ３．免職の事由及び手続 （1）分限免職（地方公務員法第 28 条第 1 項） 次の場合のいずれかに該当するときは、「大河原町職員の分限に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。 ①　人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合 ②　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 ③　①及び②のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 ④　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 （2）懲戒免職（同法第 29 条第 1 項） 次の場合のいずれかに該当するときは、「大河原町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。 ①　法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 ②　職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 ③　全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 ４．定年制（無） ５．その他の離職事由 ・死亡した場合 ・地方公務員法第 16 条各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当する場合
退職手当	（無） 10 月 1 日以降も引き続き勤務する場合は、退職手当の受給資格を得ます。
服務	任期中、以下の義務を負います。 （1）法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） （2）信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） （3）秘密を守る義務（同法第 34 条） （4）職務に専念する義務（同法第 35 条） （5）政治的行為の制限（同法第 36 条） （6）争議行為等の禁止（同法第 37 条） （7）営利企業への従事等の制限（同法第 38 条）

その他	１．社会保険に関する事項 （ 厚生年金 ・ 地方公務員共済組合 ・加入なし） ２．雇用保険に関する事項　（有） 10 月 1 日以降も引き続き勤務する場合は、雇用保険の資格を喪失し、退職手当の受給資格を得ます。 ３．災害補償 公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。ただし、労働者災害補償保険法の適用を受ける者は、当該法令の定めるところにより補償されます。 ４．安全衛生に関する事項　（健康診断、ストレスチェック）

別表（時間外勤務手当等と割増率）

種類	単位	時間	割増率
時間外勤務手当	日を単位	7 時間 45 分以内	100/100
		7 時間 45 分超	125/100
		深夜帯（22 時～翌 5 時）	+25%加算
	週休日勤務		135/100
		深夜帯（22 時～翌 5 時）	160/100
休日勤務手当			135/100
		深夜帯（22 時～翌 5 時）	160/100